

魚津市告示第 68 号

魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の一部改正について  
魚津市水産業経営安定補助金交付要綱（平成20年魚津市告示第129号）の  
一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 8 日

魚津市長 村椿 晃

第 3 条第 1 項中「又はその被雇用者」を削る。  
附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。  
附則第 2 項に見出しとして「（要綱の廃止）」を付し、附則に次の 1 項を加  
える。

（この告示の失効）

この告示は、平成33年 3 月31日限り、その効力を失う。

別表 5 の項中

「

<p>（算定基準額） 漁網等の購入費×80％ （補助率及び補助金限度額） （1） 300千円以上2,000千円 未満の場合、補助率は、算定 基準額の30％以内とする。た だし、500千円を補助金限度 額とする。 （2） 2,000千円以上10,000 千円未満の場合、補助率は、 算定基準額の25％以内とす る。ただし、2,000千円を補 助金限度額とする。 （3） 10,000千円以上の場 合、補助率は、算定基準額の 20％以内とする。ただし、 5,000千円を補助金限度額と する。</p>	<p>風水害等（気象業務法施行 令（昭和27年政令第471号）第 4条に規定する気象、波浪等 の注意報、警報又は特別警報 が発令中に発生した自然災害 をいう。）により発生した被 害の復旧に要する漁網等の購 入費で、漁業経営に著しく影 響を及ぼすと認められるもの を対象とする。</p>
--	--

を

「

」

<p>(算定基準額)          漁網等の購入費×引受現有率          (補助率及び補助金限度額)          (1) 補助率は、算定基準額の10%とする。ただし、補助金の限度額は3,000千円とする。</p>	<p>風水害等（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条に規定する気象、波浪等の注意報、警報又は特別警報が発令中に発生した自然災害をいう。）により発生した被害の復旧に要する漁網等の購入費で、漁業経営に著しく影響を及ぼすと認められるものを対象とする。</p> <p>引受現有率は、被害のあった漁網等に係る償却資産課税台帳の登録に基づき、その取得時期からの経過年数に応じて、次のように定める。なお、償却資産課税台帳に登録されていない場合は、補助対象外とする。</p> <table border="0"> <tr><td>1年未満</td><td>100%</td></tr> <tr><td>2年未満</td><td>90%</td></tr> <tr><td>3年未満</td><td>80%</td></tr> <tr><td>4年未満</td><td>70%</td></tr> <tr><td>5年未満</td><td>60%</td></tr> <tr><td>5年以上</td><td>一律50%</td></tr> </table> <p>定置網に係る補助金の交付は、同一の水産事業者について、同一年度につき1回限りとする。</p>	1年未満	100%	2年未満	90%	3年未満	80%	4年未満	70%	5年未満	60%	5年以上	一律50%
1年未満	100%												
2年未満	90%												
3年未満	80%												
4年未満	70%												
5年未満	60%												
5年以上	一律50%												

に

改め、同表中6の項及び7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7とし、10の項を8の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の魚津市水産業経営安定補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。